

---

平成31年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成31年3月22日(金曜日)

---

議事日程(第4号)

平成31年3月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成31年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成31年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成31年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成31年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成31年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成31年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成31年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成31年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成31年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成31年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 平成31年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第23号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第24号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第25号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について(討

論・採決)

- 日程第15 議案第26号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正について (討論・採決)
- 日程第16 議案第27号 周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第17 議案第28号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第18 議案第29号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第19 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (討論・採決)
- 日程第20 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (討論・採決)
- 日程第21 議案第32号 油宇集会施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第22 議案第33号 小泊集会施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第23 議案第34号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第24 議案第35号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第25 議案第38号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第11号) (質疑・討論・採決)
- 日程第26 議案第39号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) (質疑・討論・採決)
- 日程第27 議案第40号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号) (質疑・討論・採決)
- 日程第28 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成31年度周防大島町一般会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成31年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第3 議案第3号 平成31年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成31年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成31年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成31年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成31年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成31年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成31年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成31年度周防大島町水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 平成31年度周防大島町病院事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第23号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第24号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第14 議案第25号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第15 議案第26号 周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第27号 周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 議案第28号 周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第18 議案第29号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第19 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同

処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について  
(討論・採決)

- 日程第20 議案第31号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (討論・採決)
- 日程第21 議案第32号 油宇集会施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第22 議案第33号 小泊集会施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第23 議案第34号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第24 議案第35号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第25 議案第38号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第11号) (質疑・討論・採決)
- 日程第26 議案第39号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) (質疑・討論・採決)
- 日程第27 議案第40号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号) (質疑・討論・採決)
- 日程第28 議員派遣について

---

出席議員 (13名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	9番 尾元 武君
10番 新山 玄雄君	11番 中本 博明君
12番 久保 雅己君	13番 小田 貞利君
14番 荒川 政義君	

---

欠席議員 (1名)

8番 松井 岑雄君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君  
書 記 池永祐美子君

議事課長 大川 博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	中村 満男君
産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	近藤 晃君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	……………	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
生活衛生課長	……………	中谷 範夫君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

先日の本会議に続きお疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

松井議員から欠席の通告を受けております。

3月5日の本会議において、建設環境常任委員会へ審査を付託した議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、建設環境常任委員会での審査において、産業建設部長から議案に文字の欠落があったことについて、陳謝の上、正誤表の提出がありましたので、ここで正誤表を配付の上、再度説明をさせます。林産業建設部長。

机上配付しとるんか。（「いえ、していません」と呼ぶ者あり）今からですね。配ってください。

配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） それでは、林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） おはようございます。本日配付いたしましたのは、3月5日の本会議において付託された、議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び

管理に関する条例の一部改正についてを、3月12日に開催された建設環境常任委員会において、議案書に文字の欠落が見つかり、お断りの上で御審議いただいた正誤表でございます。

本定例会議案つづり、39ページ下から4行目及び42ページ新旧対照表、改正案欄、下から3行目の文中に宿泊とありますが、正しくは宿泊料の誤りでございました。

本来なら先の定例会3月19日に配付、おわび申し上げるところではございますが、常任委員会に付託された議案のため、本日の配付となったものでございます。

資料の訂正をさせていただきますよう、おわび申し上げます。御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございません。

○議長（荒川 政義君） 次に、椎木町長から、大島大橋への貨物船衝突事故に関する報告をいたしたいとの申し出がありましたので、発言を許します。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 議会の前に少し御報告をさせていただきたいと思います。

皆さん方の、今お手元に配付をいたしました抗議文というコピーが、両面コピーになっていると思いますが、3月18日に山口県の村岡知事、そして柳井広域水道企業団の企業長であります井原健太郎柳井市長と、そして周防大島町長の私で、3者で抗議文を発送をいたしました。

これは、いろいろと準備をしておったわけなんです、なかなか準備に時間がかかりまして、18日ということになりました。そこで、実は19日に本会議があったんですが、それに少し間に合いにくくて、きょうの報告になりました。

抗議文は、これは相手方の会社の代理人弁護士のところに出しておるわけですが、抗議文の内容でございますが、代理人弁護士というのが戸田という弁護士事務所が相手方の会社の代理人弁護士だそうでございますが、そこに出しております。

そして、オルデンの会社の代表者、トーマス・ウィーバーというところにも出したわけですが、要するに何が言いたかったかという、責任制限手続きの開始の申し立てというのが、県や私たちが思っておったよりは非常に早かったということが一つあります。というのは県の大島大橋の仮復旧、そして本復旧の工事が今まだ現在行われている状況でございます。そして、柳井広域水道企業団の送水管につきましても、7月末まで完全な復旧はかかるだろうというふうなこともございます。

そのようなこともありまして、被害総額とか損害総額がある程度確定してから、こういう手続きがなされるのではないかとというふうに私たちも思っておりましたし、そのように準備を進めておったわけですが、それが全く、ここにも書いてありますように、事前の説明もないまま唐突かつ一方的に行われたということに対して、非常に憤りを感じておるということを書いております。

そして、この事故のあとに、1週間後ぐらいだったと思いますが、オルデン社のスコット・ジ

ョーンズという広報担当の取締役が、県と周防大島町にも来て謝罪をしたということにはなっておりますが、その謝罪に来たときに、調査結果はきちんと報告しますというふうに言っております。

そして、代理人弁護士も、これは県のほうに対してですが、本件事故の顛末に係る報告書を提出するというふうに伝えておりましたが、その報告書も、会社としての報告書もいまだ提出されておられません。報告書も提出されていないにもかかわらず、責任制限手続きの開始の申し立てを行ったということに対して、抗議を申し立てているわけでございます。

そして、町のことでありますが、町のほうでは大変、町の経済というのは壊滅的な打撃を被っておりますし、町の存続さえ危ぶまれるような状況にあるという抗議も、既にそのときに行っておりますが、まさにそのような状態にあるにもかかわらず、確かに法律はそのように制限がかけられるという法律になっておるということではあるんですが、その法律の庇護のもとに、その責任を、全体の被害総額や損害総額をまず補填するというような態度も示さず、法の庇護のもとに責任を放棄しようというような形になっておまして、その会社の姿勢に対してから抗議をするという意味でございます。

いずれにいたしましても、周防大島町の住民や事業者の思い、そして、ここに書いてありますように、最後の2行に書いてありますが、無形の損害にも寄り添いというのは、これは直接的、金銭的な被害だけではなくて、気持ちの上とか、例えば、よく今、大変問題になっておりますが、金額で補填されないような部分、慰謝料と言われる部分ですが、そのようなことについても何ら具体的な話がないままに今に来ておりますが、そのような形にもきちんと寄り添って、誠意ある対応をまずなされることが大事だということで、この抗議文をもって、強く抗議をするということになりました。

こういうことで抗議文は出しますが、しかしながら、船責法の手続き開始というのは既に始まっておりまして、御存じのように、即時抗告の期限も4月1日というふうに迫っておるわけでございますので、それらも含めて、県と協議を進めておるところでございますが、その前段としてこの抗議文を発したということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。御報告いたします。

---

**日程第1. 議案第1号**

**日程第2. 議案第2号**

**日程第3. 議案第3号**

**日程第4. 議案第4号**

**日程第5. 議案第5号**

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号平成31年度周防大島町一般会計予算から、日程第11、議案第11号平成31年度周防大島町病院事業特別会計予算についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

3月6日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、11議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、3月7日に委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分、議案第9号の付託議案2件について、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、2件とも可決するべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号平成31年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、委員から、木造住宅耐震改修補助金の300万円は、何件を予定しているのかとの質問に対し、耐震改修補助は3件で、耐震診断を15件予定しているとの答弁がありました。

次に他の委員から、非常備消防費で購入するかっぱについては何色で、分団名が入っているのか。また、1着当たりの単価は幾らかという質問に対し、現在、想定している色はオレンジ色で、ネームは周防大島町消防団を入れる予定です。分団名までは入れる予定はありません。単価は約6,000円ぐらいを想定していますとの答弁がありました。

重ねて、委員から、かっぱの購入費は予算書中、非常備消防費の消耗品費に計上されているとの説明が本議会であったが、歳入の財源は何かという質問に対して、ふるさと寄附金を財源とするものとの答弁がありました。

これに対して、委員から、ふるさと寄附金について、町人会などに出席したときに、ふるさと寄附金は何に使われたのかわからない。はっきりわかるようにしてほしいとの意見をよく聞く。応援された方、寄附された方に、どのように使われたか、明快にわかるようにしたほうがよいとの意見がありました。

次に、政策企画課関係では、委員から、移住支援金について、どのような移住に対して支援金が支給されるのかとの質問に対し、東京圏への過度な一極集中の是正と、地方の中小企業の人手不足を解消するため来年度から国が行う事業で、これから山口県が整備する予定のマッチングサイトに登録された、資本金10億円未満の法人に就職した場合に、家族がいる世帯であれば100万円、単身者の場合は60万円の移住支援金を補助しようとするものである。

この事業の対象者は、東京都23区の在住者または東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県から東京23区に通勤している者に限られる。費用負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、この事業を推進する。さらに、山口県が地域再生計画で定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに町内で起業した場合は、山口県から上乘せとして200万円の起業支援金が支給されるとの説明がありました。

さらに別の委員から、県のサイトに登録できるような企業はどういうものかとの質問に対し、資本金10億円未満の法人であることが必要とされている。このため、個人事業主や法人格を持たない団体は対象とならない。まだ、詳細は確定しておらず、未定稿の状態では情報が提供されている段階であるとの回答がありました。

続けて、委員から、町内の店で法人格を持っていれば対象となるのか。本社が町内にないといけないのか。例えば株式会社ビジコムとかはどうなのかとの質問に対しては、法人格を持っていれば、社会福祉法人でも大丈夫である。ただ、社会福祉法人の資本金をどう算定するかが問題であるが、資本金に準ずる資産が10億円を超えるような社会福祉法人は町内にはないと思われる。また、本社が東京にあればダメであるとの答弁がありました。

さらに委員から、途中で他市町へ移住したり、就職した事業所を辞めた場合は、支援金は返さないといけないのかとの質問に対し、移住支援金の申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合、または移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす事業所を辞めた場合は返還対象となるとの説明がありました。

次に、総合支所関係では、委員から、小規模施設整備事業については利用度が高く、生活に密着している。青線を例にとると、水路の先の関係者がいないと未改良となってしまう。排水路の全部改良の7割を関係者が負担するというのは困難である。

この規定については柔軟に運用していく必要があり、そうしなければ、そこに住んでいる人はずっと我慢を強いられてしまうことになる。支所間で調整の上、柔軟な対応はできないのかとい

う質問に対し、一定のところまで施工しておくほうがよいという場合もあると思うが、それは現場ごとで判断をせざるを得ないところがある。また、個人に対する補助事業という観点から、受益者の状況を考慮の上、御協議いただきたい。

総合支所にはさまざまな要望があるが、地区集会施設について、これまでは修繕のみ対象であったが、新築・解体というのを付け加える改正を30年度に行っており、要望が高いということであれば、当然ながら統一した運用を行い、要綱を変更して考えていく必要があると思っているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、空家有効活用事業について、約300万円をかけて改修するということだが、水回りだけでも300万円ぐらいかかる。そのあたりでクレーム等はないのか。住みたい人に300万円出して、改修してもらおうという考え方で今後検討いただくことはできないのかという質問に対し、入居者からクレームはない。借り手が必要な改修をしてもらうのが自然な形と思うが、改修しないで募集をかけるというのは制度自体を変えなくてはいけないので、検討が必要と思われるとの答弁でありました。

次に、教育委員会総務課関係では、委員から、教職員住宅に関して、全体の管理戸数及び現在の使用、入居戸数はどの質問に対し、全体で41戸の教職員住宅があり、現在の入居戸数は15戸であるとの答弁でありました。

次に他の委員から、災害等の非常時に備え、教職員住宅の空き室を入居できる環境にしておくべきではないかとの質問に対し、有事に対し、そのような運用も必要と考えるとの答弁でありました。

そのことに関連して、委員から、教員にとって魅力のある教職員住宅にしなければならない。ウォシュレットやユニットバスの設置等、水回りを改善するだけで随分違うと思うので、今後検討してほしい。各学校のトイレの改修に際しても、児童の家庭でも洋式便器が一般化しており、改良にあたっては、洗浄機能付きのトイレとすべきとの要望がありました。

また、他の委員から、今後、廃校施設の利活用を行うことが増える。学校を貸し出す場合の明確な基準が必要ではないか。税務課と協議して、整合性のある地代を設定するべきではないかとの質問に対し、今後、検討したいとの答弁でありました。

次に語学留学に関して、委員から、セブ島への留学に関して、年々、他町も含め参加人数が減少しているが、その原因を検証しているのか。2週間ではどこへ行っても同じで、その先を考えてほしい。カウアイ島ではコミュニティカレッジがあり、学長は寮を整え、留学生の受け入れ態勢をつくっている。セブ島への語学留学と、ハワイ、カウアイ島を別メニュー事業で同時進行させてはどうか。

他の委員からも、カウアイ島のコミュニティカレッジに学生を派遣させるシステムなどを進め、

ハワイとのパイプを太くすることが、結果的に大島の実利にかなっているのではないかとの意見や、新しくALTの先生が来られた場合は、議会でも紹介してほしいとの要望がありました。

次に、学校教育課関係では、委員から、いじめ問題は大きな問題であり、周南市の高校生の件などからも、生徒の実態をつかむことが大事だと思う。このような問題を起こさない、あるいはいじめを早期に発見するためにどのような取り組みをするのかという質問に対して、何気ない、からかいのようなことを含めて、子供の心を傷つけることについては、教職員も子供たちも、これまで以上に強い意識を持たなければ根本的な解決には向かわないと考えている。

各校長には、週1回のアンケートの実施だけでなく、さまざまな情報をしっかりキャッチして、子供との極め細やかな心の動きを把握するように指導していく。あわせて、未然防止の観点から、気になることがあれば、早期にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を交えて協議を行うことが必要だと考えているとの答弁でありました。

続けて委員から、親同士がみんなで話をして、クラス中の親がみんな仲よくするなどして、そういう雰囲気をつくっていくことがとても大事なことだと思っている。

ある学校で、体操服を忘れたから体育の授業を受けさせないということを知った。これは、教育を受ける権利が侵害されているのではないか。学校教育において懲戒にあたるのかどうか伺いたいとの質問に対して、まず、学校の課題を地域に開く、保護者に開く、そして、学校と地域・保護者の関係を構築して課題解決のために取り組んでいくことが大切だというふうに考えている。

次に、児童生徒の教育を受ける権利については保障していかなければならない。そして、児童生徒の実態に応じて、指導のあり方について工夫をしていかなければならないということが基本的な考え方であると認識しているとの答弁でありました。

次に、社会教育課関係では、委員から、橘総合センター駐車場浸水対策工事の具体的な内容はどうか。駐車場の形状はそのままで、大型ポンプを新設するのかという質問に対し、平成30年度に雨水流域面積調査業務を実施した結果、吐き出し口が低いため排水ができないので、対策としてゲートを設置し、一旦、水をためて新設の自動運転大型ポンプで排出することとしている。また、停電時に備え、既設の手動ポンプも残すこととしているとの答弁でありました。

続けて、委員から、事業費5,800万円は駐車場を嵩上げするような高い金額だが、ポンプ設置だけでこのような金額になるのか。また、31年度中の工事完成となるのかとの質問に対し、安下庄小学校から雨水が道路を横断して流入してくるが、中学校側の水路内に泥がたまり、水が流れない状況なので、この水路の改修も行う予定、できるだけ早い時期に実施したいが、測量設計業務完了後になるため、ことしの梅雨には間に合わないとの答弁でありました。

次に、図書館管理運営経費に関して、委員から、久賀図書館が約931万円で、他の3図書館がそれぞれ400万円だが、その違いはとの質問に対し、図書購入費として400万円を久賀図

書館管理運営経費に一括計上していることや、委託料の中に電算保守管理として図書館情報システム管理があり、これらが久賀図書館管理運営経費に集約されていますとの答弁がありました。

次に、公民館の運営に関して、棕野公民館の樹木剪定は今までは計上されていなかったが、どのような経緯があったのかとの質問に対し、昨年まで地元のシニアクラブ、久賀総合支所、久賀公民館が一緒になって、年2回の剪定作業を行っていましたが、シニアクラブも公民館長からも自前での継続は困難であるとのことから、31年度から他の施設と同様に、業者による剪定作業を行うこととしたとの答弁がありました。

次に、委員から、スポーツ振興に関して、教育方針の重点施策のスポーツ施設機能向上で、プールの温水化の考えはあるのか。現在、冬期の水泳教室等をサンシャインサザンセットの温水プールで実施しているが、ホテル側の経営上の理由により、31年度は冬の水泳教室が実施できない状態となるので、小学校低学年の児童を柳井市内のプールへ行かせなくて済むよう、いま一度、御検討願いますとの要望がありました。

次に、委員から、宮本常一記念館や八幡生涯学習のむらや日本ハワイ移民資料館の社会教育施設と、なぎさ水族館や星野哲郎記念館等との連携をしっかりとって、管理運営を進めるべきだと思ふ。個別事業を実施するだけでなく、教育委員会は文化的なことの総合力・統合力をしっかりと発揮して、新たな仕組みや協議会をつくって、連带的に取り組み、リードしてもらいたいとの意見に対し、なぎさ水族館や星野哲郎記念館等の所管である商工観光課との協議を行いたい。服部屋敷の改修等の整備を進めたのも、道の駅周辺で文化的ゾーンを形成できないか、観光とのつながりを持たないかとの長期的な構想を持っているとの答弁でありました。

なお、税務課、財政課、契約監理課、会計課、議事課、監査課に対して、特に質問はありませんでした。

次に、議案第9号平成31年度周防大島町渡船事業特別会計予算については、特に質問はありませんでした。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任副委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。吉村民生常任副委員長。

○民生常任副委員長（吉村 忍君） おはようございます。民生常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会の所管部分から議案第4号まで、並びに議案第11号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第1号一般会計予算についてでございます。

福祉課の関係では、委員からの、老人福祉費の介護予防・地域支え合い事業の内容及び予算額が大きく減ってきている理由は何かとの質問に対し、配食サービス、訪問理美容のための交通費分の助成、緊急通報装置の設置事業などがあり、4つの老人クラブに教養講座開催のためなどに使う補助金を交付している。

予算額が大きく減少した理由は、平成29年度より、生きがい活動支援通所事業が介護保険の総合事業に移行したためであるとの答弁でした。

続きまして、子ども家庭総合支援拠点の設置による職員の配置などについて、新年度予算に影響が生じるのか。また、今後の見通しはとの質問に対し、支援拠点は、平成32年度から設置の義務がある。

本町では家庭相談室で要保護児童対策地域協議会を持っており、29年度から専門職を配置することになったため、現在、児童福祉司3名を任用している。拠点は、子ども家庭支援員を家庭相談員が兼務できることから、今後は現状をもっと充実させる形になると思っていると答弁した。

次に、生活保護について、被保護人数及び保護率はどうなっているかとの質問に対し、ことし2月の実人数は158名で、保護率は1%であるとの答弁でした。

また、久美保育所の児童数については、現在、0歳児から5歳児まで、合計20名が入所しているとの答弁がありました。

なお、福祉タクシー助成券のことについてですが、委員から、交付枚数の増に関する検討及び助成制度の周知徹底を図るよう要望がありました。

続きまして、健康増進課の関係について主なものを申し上げます。

委員からの、新規事業である救急安心センター事業とは、どのような内容かとの質問に対し、この事業は県が主体となって進めており、県民の誰もが、住み慣れた地域で安全に暮らせるための事業であり、急な病気やけがをしたときなど、救急車を呼ぶべきか、今すぐに病院へ行ったほ

うがよいのかなど、判断に迷った際に＃7119へ電話をかけると、県から委託された事業所につながり、医師や看護師が症状を聞き取った上でアドバイスをしてくれるものである。

平成23年度から独自に実施している萩市及び阿武町、また、広島都市圏での事業に参加している岩国市及び和木町を除き、ことしの7月から、県内15市町がこの事業に取り組むこととなっているとの答弁でした。

また、新規事業である産婦健診事業について、産後は、うつ症状等がよくあると聞くが、それをこの事業で対応していくということかとの質問に対し、近年、全国的に虐待や産後うつが取り上げられており、産婦健診事業とは、新たにエジンバラ産後うつ質問票を用い、健診で産後うつを見極め、早期に対応しようとする内容となっているとの答弁がありました。

続きまして、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について、主なものを申し上げます。

健康増進課の関係では、委員からの、保険給付費も国保税も減額見込みであるのに、県に納める国保事業費納付金が増えているのはなぜかとの質問に対し、国保事業費納付金については、前期高齢者交付金等の前々年度の精算金が含まれているため、増額となっている。

これら社会保険診療報酬支払基金関連の精算額については、前期高齢者交付金が6,500万円余りの超過交付、一方で、後期高齢者支援金や介護納付金は抛出超過となり、相殺してもなお3,900万円余りの超過交付額が残ることから、返還金が生じたものである。

平成30年度の国保の県単位化後、これらの支払基金関連の納付金・交付金の取り扱いは、県が一括して納付し、交付を受ける仕組みに変わったため、本精算金相当額を上乗せした額の国保事業費納付金を県が徴収し、県を通じて精算することとなるとの答弁でした。

また、県からの特別交付金が増額見込みとなっているが、具体的な要因は何かとの質問に対しては、これは、結核・精神特別調整交付金について、分母となる総医療費が減少する中、のうち精神疾患分の医療費の占める割合が相対的に増える傾向にあること。また、特定健診の未受診勧奨等に係る事業費や直診施設の保健事業経費など、補助対象事業費の所要見込み額の増に伴うもの。そして、平成31年度から特定健診自己負担金を無料とする事業計画であることから、これに伴う補助対象額の増加も主な要因の一つとしてあげられるとの答弁でした。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、こちらにつきましては特に質疑はございませんでした。

続きまして、議案第4号介護保険事業特別会計予算について、主なものを申し上げます。

介護保険課の関係では、委員からの、在宅医療・介護連携推進事業の詳しい内容は何かとの質問に対し、この事業は、医療・介護を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・保健・福祉・介護の関係機関との連携を深め、在宅医療の推進を図るものである。

なお、周防大島町在宅医療協議会は19名の委員で構成し、関係者向けの研修会の開催、薬剤師と介護支援専門員の研修会などを予定しているとの答弁でした。

続きまして、認知症カフェの内容と、計画予定地はどこかとの質問に対し、これは開設運営する団体に対し、補助金を交付し運営するもので、認知症の高齢者とその家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、そして集う場とするものである。

事業の企画調整は認知症地域支援推進員と連携して行い、原則、月1回開催の2時間以上の実施とし、場所については、西部地区を小松周辺に、東部地区を日良居地区へ設ける予定であるとの答弁でした。

また、2019年度の介護報酬費の見直しはどうかとの質問に対しては、消費税増税等に伴う報酬費の改定が平成31年10月から行われるため、国から提示された影響割合の数値を見込み、対前年比1.2%増額させた予算としているとの答弁がありました。

次に、議案第11号病院事業特別会計予算についてですが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から周防大島町の医療・介護・福祉についての考えについて発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

私が管理者に就任して10年、3病院、2老健等、16部門を堅持することで、周防大島町民の医療・介護・福祉の安心安全の確保を目的に、職員とともに努力してきましたが、病院事業局の経営状態は非常に厳しく、私たちは危機感を抱くとともに、抜本的な改革が必要であると考え、本業の経営成績を端的に示す減価償却前医業収支が経年赤字である状況下、継続的に給与費の増加を容認しておりましたので、まずは職員が経営改革の決意を示す必要があると判断をし、人件費の面において、初めて周防大島町の給与条例とは異なる決定を下すこととなりました。

現在の日本の医療の流れとしては、急性期医療の充実、すなわち2次医療圏、3次医療圏の概念が注目され、大きな病院に医師が集中する傾向にあります。

僻地を含む地域医療に対しては、地域包括医療の概念が浮上してきていますが、周防大島町としては1次、または一部では2次医療を確保しながら地域包括医療を提供し、予防医学にも力を入れていく必要があります。

特に、今後は慢性期医療、介護に力を入れていかなければなりません。

さらに、居宅での訪問医療、リハビリ、介護が、ますます重要となりました。

そのため、不採算部門である健診・検診事業の充実、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所の充実も重要です。

しかしながら、経営的観点から申し上げますと、現状のまま全施設を維持することは難しく、抜本的な組織改革が必要でありますので、こちらから提示させていただく改革案のもと、今後も全職員が一丸となって、経営改善に努めてまいりたいと思います。

議員各位をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力をお願いします。

石原管理者からは以上であります。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員からの、株式会社日本経営との契約形態は、どのようになっているのかとの質問に対し、平成26年度以降、単年度の随意契約で年度ごとに更新してきており、新年度予算では、総額2,851万2,000円を計上しているとの答弁でした。

次に、このたびの予算は、今後の改革案を加味した上で編成したものかとの質問に対しては、改革案を考慮したものではないが、地域包括ケア病床を増床するなどし、収益の増加及び給与引き上げ勧告を受け入れないことなどによる人件費の抑制を行うことによって、費用の削減を図っているとの答弁でした。

続きまして、職員数及び正規職員以外の給与費の計上先はどこかとの質問に対しては、正規職員は374名であり、それ以外の職員は派遣医師を除く119名を予定しており、その費用は報酬で計上しているとの答弁がありました。

また、予算を編成するにあたり、費用削減の努力は感じられるが、増収対策のところが見られない。午後からも外来診療を行うなど、収益を上げる方策はとれないのかとの質問に対しては、過去の話にはなるが、大島郡医師会との話し合いの中で、町立病院の外来診療は午前中のみということになっており、そのまま現在に至っている。

ただし、外部の医師を招聘し診療を行っている耳鼻咽喉科や発達小児科についてはこの限りではない。午後の時間帯は、主には入院患者への対応及び手術にあてているとの答弁でした。

以上で、本委員会に付託されました、議案第1号の所管部分から議案第4号まで、並びに議案第11号に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任副委員長からの報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。民生常任副委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任副委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） それでは、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

商工観光課の審査に入る前に、林産業建設部長より、議案第29号について、脱字があったた

め訂正したい旨の申し出がございました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第10号と議案第29号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算についてでございます。

生活衛生課関係について、委員より、若者定住促進住宅の歳入根拠はどの質問に対し、歳入予算については、8月から3月までの8カ月間、住宅数が4棟あることから、基礎金額をもとに、子供がいると仮定した控除金額の平均で予算を計上しているとの答弁でした。

橋斎場について、何年に建てられたのか。また、橋斎場設備改修工事について、何を行うのかとの質問に対し、橋斎場は平成6年に竣工しており、約25年が経過しようとしている。橋斎場設備改修工事については、2基ある火葬炉を順次更新し、機械設備、空調設備等の更新工事を行うとの答弁でした。

公営住宅家賃について、何カ月滞納があると連帯保証人へ連絡するようになっているのかとの質問に対し、本来は、3カ月で指導依頼をしないといけないが、その間、入居者との交渉をするため遅れる場合がある。今後は、3カ月を基本に早い段階で指導依頼を行うとの答弁でした。

次に、商工観光課の関係では、委員より、バス路線の補助が、国から県にかわったが、県からの補助金は、再編交付金の関連補助金があるのかとの質問に対し、バス交通対策事業の中で、地方債をいただいているが、再編交付金は入っていないとの答弁でした。

柳井広域消費生活センター負担金の活用方法と住民への周知について、広報等の活用を考えているのかとの質問に対し、消費者生活相談窓口を柳井市役所内に設置し、相談員2名体制で1市4町を担当しており、その人件費が大部分である。平成30年度2月現在で411件の相談があり、そのうち、周防大島町から50件の相談があった。

住民への周知方法としては、消費生活センターの連絡先が記載されたチラシを全戸配布することで対応しているとの答弁でした。

民泊の受け入れについて、何人までの受け入れで支給額は幾らになるのかとの質問に対し、県の要綱で、一家庭が3名から5名の受け入れとなり、協議会に会員登録が必要であるが、1人1泊5,250円、その前後の家業体験料が1,500円、昼食は750円となる。

周防大島町がよかったと2年先、3年先まで予約が入っており、5月、6月には、ほぼ14校連続で受け入れをする。

民泊に御協力いただける方の情報があればお願いしたいとの答弁でした。

次に、農林課の関係では、委員より、周防大島アワサング協議会を今後どうしていくのか。また、旧地蔵小学校跡地を拠点としてどのように活用するのかとの質問に対し、現在、環境省において旧地蔵小学校跡地に拠点施設の整備計画を進めている。

アワサングだけではなく、サイクルアイランド構想の活用、修学旅行生の受け入れ等、この拠点施設を核として、人が集まる環境を整え、その施設の運営、地家室園地の活用のため、周防大島アワサング協議会にかわる地家室園地活用推進協議会、これは仮称でございます——を立ち上げたいと考えているとの答弁でした。

小規模治山事業について、林業振興費での予算計上となっているが、その理由はどの質問に対し、林道白木線の山腹部については災害復旧工事の対象とならないため、単県事業で進める。

国庫補助の対象とならない私有林地の復旧、または崩壊防止をするということで、林業振興費で予算計上をしているとの答弁でした。

次に、水産課の関係では、委員より、棕野漁港の用地について、現状は閑散としている。今後の活用方針、プラン等は考えているのかとの質問に対し、今までは、用地利用計画に基づいた使用以外は制限されていたが、近年、国の基準が緩和され、手続きを踏めば有効利用が可能な状況になってきている。活用方法については、今後検討していきたいとの答弁でした。

ニューフィッシャー確保育成推進事業補助金について、新規就業者が経営安定するまでの支援となっているが、経営安定の判定基準はどうなっているのかとの質問に対し、ニューフィッシャー確保育成推進事業補助金は、最長3年間の支援期間という基準で補助を行っているとの答弁でした。

次に、建設課の関係について、委員より、歳入の屋外広告物事務委託金について、どのような事務を行っているのか。また、国道、県道沿いの屋外広告物について、設置許可申請書の提出が必要であるとの周知について、どのように考えているのかとの質問に対し、山口県からの権限移譲事務により、国道、県道の沿線に広告物を表示する場合、設置者からの許可申請の届け出に基づき、申請者に対し町が設置許可書を発行している。設置許可申請に関しては、今後、周知に努めたいとの答弁でした。

道路新設改良費、県事業負担金（道路）及び港湾建設費、県事業負担金（港湾）の事業箇所等についての説明をとの質問に対し、県事業負担金（道路）については、2地区、3カ所の道路改良事業費に係る町負担金を、県事業負担金（港湾）については、久賀港の浮き棧橋の補修工事ほか6港の事業費に係る町負担金を計上しているとの答弁でした。

次に、議案第5号簡易水道事業特別会計予算について、委員より、浮島海底送水管布設事業が完成した後は、浮島での簡易水道の管理はどうなるのかとの質問に対して、給水区分が変わるため、県等への手続きが必要だが、水源を柳井広域水道企業団に求めるため、情島と同様に水道事

業に取り込む予定であるとの答弁がございました。

布設する海底送水管の耐用年数は何年か。また、送水管だけに頼るとリスクが大きくなるが、どのように考えているかとの質問に対して、送水管の耐用年数は40年から50年と考えている。広域水道だけに頼るとリスクが大きくなることは間違いないと思うが、現状の水源を全て維持するには二重投資となり、後の水道料金に影響してくるため、水量の多い水源のみを非常時の飲用水として確保できればと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第6号下水道事業特別会計予算について、委員より、人口減少に伴い、維持管理費が増えるとなった場合、将来に向けた負担も含め、どのように維持していこうと考えているかとの質問に対し、施設の統廃合等が考えられるが、町内は地理的な条件もあり難しい。

県内の動向として、汚泥の共同処理、委託業務の共通化も検討されており、取り入れられるものは取り入れて対応したいとの答弁でした。

公共下水道機能保全事業について、国に対する補助金の申請等に決まりがあるのか。また、施設の維持についても、国の補助金等があるのかとの質問に対し、維持管理経費について国の補助金はない。下水道については、当初の建設と更新について、国の補助金と起債で対応することになる。

現在、長寿命化計画の策定を進めており、計画に沿って施設更新をしていくとの答弁でした。

次に、議案第7号農業集落排水事業特別会計予算について、委員より、事務機器借り上げの電算システムについて、何のためにどこから借りているのかとの質問に対し、料金システムでサンネットから借りており、これについては政策企画課で契約しているものを按分計上しているとの答弁でした。

次に、議案第8号漁業集落排水事業特別会計予算について、委員より、処理区域以外の人は、負担を税金という形で払っているが、自分たちが利用できない区域の集落排水のために税金が使われている状態を町としてどう考えるかとの質問に対し、考えていかなければいけない課題として認識をしているが、集合処理との格差是正ということで合併浄化槽の嵩上げ補助金等も行っていることを御理解いただきたいとの答弁がございました。

次に、議案第10号水道事業特別会計予算について、委員より、周防大島町の人口は年間400人から450人減っているが、料金収入はどれくらい減少しているのかとの質問に対し、基本料金は2カ月12立方メートルまでで2,263円であるが、年間400万円から500万円減少しているとの答弁でした。

水道事業の経営を成り立たせるために料金改定が必要となる場合もあるだろうが、まずは支出を抑制することを考えてはどうかとの質問に対し、支出の抑制と収入の確保はセットで考えるものと思っている。

2020年度から、柳井市の窓口委託業者に周防大島町の窓口業務等を委託することにより、人件費が減額となる予定であり、維持管理に要する費用は、施設更新の時期にあわせ、そのときの諸条件を考え、管の口径を小さくするなど、費用の圧縮を考えていきたいとの答弁でした。

議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑につきましては、後ほど御報告させていただきます。

以上で、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

暫時休憩をします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議に入ります。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 2019年度では、10月から消費税を8%から10%へ値上げすることが計画されており、そのことが本町予算にもいろんなところで影響を及ぼしています。

大きいものは、地方消費税交付金の1億1,120万円の歳入です。10月に予定されている増税分の交付金は、予算にはまだ反映されてはいませんが、これまでも地方消費税の交付金は入ってきていますが、増税を準備している2019年度の当初予算を機会に討論したいと思います。

消費税の増税分は、社会保障に充てるというふれ込みです。しかし、本町の交付金の使い道は、社会福祉、社会保険、保健衛生のどれをとってみても、通常必要な予算にこの交付金を充てているだけで、新たな社会福祉の事業の財源でもなく、また、税の減免に使うでもなく、例年、当然に必要な財源の一部に充てるだけとなっています。

これでは、交付金で浮いた財源が社会保障に使われなかった場合、この地方消費税交付金は、社会保障に使われているとは言えなくなります。使途が指定されていない一般財源が入っていると、これでは変わりありません。消費税の増税は、社会保障に使うというのは、増税に対する

批判をかわすための方便ではないのかと思わざるを得ません。

消費税は、低所得者に重い負担となる天下の悪税です。ことしの増税分もこれまでと同じように入れるのであれば、この歳入方法に賛成できません。資本金10億円以上の大会社の内部留保だけでも400兆円を超えており、大金持ちには減税をして、低所得者ほど重い負担が課せられる、そういう消費税制に頼るべきではありません。

消費税の増税で社会保障の充実を賄うことになってしまう、これでは所得の少ない方など、社会的な弱者が最も深刻な影響を受ける消費税であるにもかかわらず、消費税の税率を上げることが、あたかも社会保障の充実になるかのようなゆがんだ手法がとられており、今年度の予算にはいろんなところにそれが入っています。

社会保障を充実するためには、消費税をなくすことが最善策です。増税をやめ、消費税に頼らなくても税金の集め方、使い方を変えれば、消費税に頼らなくても社会保障は十分にできます。地方消費税交付金はこれらを前提にし、その上で歳入がある以上、確実に社会保障に使われるよう求めた上で反対をいたします。

そのほかにも、介護予防、地域支え合い事業の町費単独分1,112万9,000円は、その名のおり補助事業には載らない介護・福祉の細かな行政サービスも含めて行われていますが、この数年間、年々、コンスタントに予算額が減らされてきました。

過去には、社会福祉協議会への、弁当配布のための補助金の減額なども含まれています。この中には、総合事業への移行による減額も含まれますが、それを除いたとしても、この4年間で食の生きがい活動支援事業が200万円も減額されるなど、消耗品費の削減、介護部門の削減として反対をいたします。

その他、学校統合推進経費9,925万7,000円の支出にも反対をいたします。

賛成できる項目もたくさんありますが、以上を主な理由として、当初予算案に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議案第1号平成31年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

椎木町長から新年度予算について、過去10年で最大の予算で5年ぶりの増額の割には、目玉のない残念な予算との御発言がありましたが、定住対策、防災安全対策、健康づくりを重点政策とした、誰もが主役になれる町、幸せに暮らせる町づくりの実現に向けた143億8,700万円の新年度予算は、真面目な、誠実な、地道な、謙虚な、そして確実な予算であり、予算として大きく評価されるものであります。

特に、橘総合センター駐車場浸水対策事業7,355万4,000円は、長年の地域住民の要望

であり、一昨年、私の一般質問でも要望いたしましたことが実現となり、予算化されたことについては、厚く御礼を申し上げます。

私は、財政の健全化を前提とした、至誠と調和を意識した平成31年度周防大島町一般会計予算について賛成をいたします。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成31年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 一般質問でも指摘したとおり、本町の国保税は、年金夫婦の世帯で見ると、山口県内で2番目に高く、年収400万円の4人世帯では、県内で3番目に高い国保税になっています。さらに中国地方5県の107の市町村の中でも、6番目に高いという事態になっています。間違いなく中国地方でも県内でも有数の国保税の高い町です。

政府言いなりで一般会計からの繰り入れをやめる方針を打ち出し、国保税の軽減のために国が3,400億円の財源を確保し、その国費等が本町にも入り続けているにもかかわらず、それも国保税の引き下げには全く使われないという冷たい政治が行われ続けてきたあげくに、県内でも中国地方でもトップクラスの国保税の高さになりました。その政策を2019年度も続けようという予算であり反対です。

しかも、もう一つの重要なことは、本町が1人当たりの町民所得では、県内では最も低い自治体になっているにもかかわらず、国保税がべらぼうに高い税金になっている現実があります。

こうした現状になっていることについて、町長は医療費が上がっているからという趣旨の発言をされましたが、それが原因というよりも、これは平成27年に医療分の所得割を2.7%、均等割を6,800円、平等割を5,700円値上げしたことが直接の原因です。応益割だけでも被保険者二人世帯で1万2,500円もの大增税になっています。

この値上げによって、県内でも最も高いほうの税率、税額になっています。所得割では4番目、平等割では3番目、均等割では5番目に高い税率、税額です。こうした点から見ても、医療費の高さの問題ではなく、税率、税額の問題であることもわかります。この値上げがなければ、これほどの事態にはなっていなかったのです。

本町は、65歳以上の高齢人口の比率が、山口県で2番目に多く、1人当たりの所得が山口県で最も低い本町の国保税が、県内でも中国地方でも有数の高い国保税になっているという、この国保の構造的矛盾の見本のような町になっています。町村長会も含めた地方団体は、こうした事態を打開していくことを国に求めています。

椎木町長は、山口県の町長会の会長ですが、国に要望しておいて、自分のところはこの構造的矛盾の見本のような国保税にしていることにも大きな乖離があります。率先してこの構造的矛盾の解消に努めるべきです。

つまり、財政的な措置ができるまで何もしないで待つのではなく、国保加入者の窮状を救うために、率先して町独自にでも減免制度や税の引き下げなど、手を打つべきです。

国保法——国民健康保険法第1条に書いてあるとおり、国保制度は社会保障の制度です。相互扶助の制度ではありません。相互扶助の制度という主張は事実とは違うので、やめるべきです。

全国的には、子供の均等割を減免する自治体が、3月7日時点で少なくとも25はあると報道されています。2019年度の予算に子供の均等割を全額免除した岩手県宮古市の山本市長は、同じ所得なのに協会けんぽの1.5倍から1.8倍の国保税になっている。子供の均等割をなくすことで幾らかでも差が縮まればと思いましたがインタビューに答えておられます。

国が制度を変えるまで座して待つのか、それとも、こうして山本市長のように自主的・主体的に町民の生活を守るための減免施策を編み出していくのか、そこが問われています。これほどの重たい負担になっているにもかかわらず、協会けんぽとの差を縮めるという決意も姿勢も町長からは今のところ感じられません。また、納税者、町民の立場に立った措置が一切何もとられることなく、減免措置も行われぬ予算であり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） しばらく僕の話聞いてください。あの昨年7月の例の豪雨災害が起きてからしばらくして、僕はイワシ網をやっているのは皆さん御存じと思いますが、沖に出とったときに急に目のピントが合わなくなりまして、前回もそういうことがあったんですね、5年前、7年前に。そうしたときに1週間、こうやって放っとたら治ったわけですよ。今回はどうも治らないといったときに、大島病院の眼科の大西先生にお世話になったときに、糖尿病網膜症、まあ失明の第一原因ということで、さあどうするかとなったときに、レーザー治療をやっていこうとなりました。

最初は片目をやるときに、いきなり5万円、最終的には6回は最低でもやらにゃいけんと言ったときには、おお、これは30万円かかるのかなと思ったときに、まあびっくりしたわけなんですけど、そうこうしているうちに、今度は節目健診がありますよね、それに行きました。脳ドック、5年前は何ともなかったんです、5年前は。そうしたところ、やっぱりこれも大島病院に行って受けたわけなんですけど、脳に腫瘍のようなものが見られる。それと、左頸動脈が狭窄しとる箇所がある。大きい病院で再検査しなさい。当時の判断した先生が、あとで聞いた話、徳中の先生らしかったんですけど、僕はもう岩国が知ってるし、近いしということで、徳山のほうが近いのかな、岩国で受けることになりました。

それが10月10日で——10日以前か、その先生に相談したところ、君が不安なら検査入院して徹底的にやりますかということであって、10月10日の検査入院、4日かかりました。

その2つの大きな病気があって、先般、健康増進課の医療保険班に聞きました。「俺、幾ら国保を使つとる」、118万円らしいです。それで、きょうさつき税務課に聞いて、「俺、国保税幾ら払つとる」、54万円。それでも十分高いと思うんですけど、結果、60万円はほかの国保税を納めている方と公費から賄われております。

おまけにまだ両膝に爆弾抱えております。この前、検査に行ったら、もちろん先に東和に行きました。東和の先生はもう周東に行けと言うて、周東の木村先生という方にお伺いを立てたところ、まだ手術には早い、要するに両膝が、簡単な手術じゃできないということで、膝の人工関節を入れるようになる。

その3つの大きな病気を思うたときに、これから先、僕自身はかなり国保のお世話になるわけなんです。今までは何とも思わなかった。元気なときには、高い高い、そればかり思っていたこのごろですが、このほんまの病気になって、いずれ若い方もそうなりますよ。そうしたときには、この国保税、高いとも言えないんじゃないかと思うきょうこのごろです。皆さんもいずれ病気になります、と思います。皆さんもよく考えて、僕の意見に賛同してくださるようよろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成31年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決すべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛

成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成31年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成31年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成31年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成31年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成31年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成31年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成31年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成31年度周防大島町水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 予算書にあります、給料及び手当の増減額の明細の中の、手当の制度改正に伴う増減分が、1,263万6,000円の減額になっています。これは、新人の初任給が、5年間、給与に加算されていた初任給調整手当を5年かけて廃止するものであり賛成できません。

この制度の廃止理由で、看護師の確保にめどがついたという趣旨の説明がありましたが、その見通しにも根拠があるとは思えず、反対をいたします。

廃止の本音は定期昇給を停止したのと同じく、赤字経営だから職員の給料を減すというふうに病院職員の方々にも説明をされていると聞いています。

また、定期昇給の延伸に伴う477万7,000円の減額にも、補正予算の討論で述べた理由と同じ理由で反対をいたします。

ある病院関係者も、職員の給料などに手をつけることについて、本来なら医業収入で利益を上げるべきなのに、安易であり愚策であると談じておられますが、そのとおりであり、こうした手法に反対をいたします。また、コンサルタント会社に対する契約料2,851万2,000円の支出にも反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号平成31年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第23号

日程第13. 議案第24号

日程第14. 議案第25号

日程第15. 議案第26号

日程第16. 議案第27号

日程第17. 議案第28号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてから、日程第17、議案第28号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

3月5日の本会議において質疑は全て終了しておりますので、これから討論を行います。

議案第23号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第26号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町町衆文化の薫る郷公園条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町農業者健康管理センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第28号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18. 議案第29号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

この案件は、3月5日の本会議において建設環境常任委員会に審査を付託いたしておりますので、建設環境常任委員長から委員会での審査の経過並びに結果についての報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案第29号の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第29号につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部より、議案第29号について、議案39ページの下から4行目と42ページの新旧対照表の中で3人以上の宿泊の場合に使用を許可するとあるが、宿泊料と記入すべきところを料が欠落してしまった。注意が足らず御迷惑をおかけすることになったと陳謝の上、正誤表の提出があり、それをもとに審査いたしました。内容は、1人でも3人分の料金を支払えば宿泊を許可するということであるとの説明がございました。

その説明を受けて、委員より、3月5日の質疑を受けて、1人でも泊まれるようにするということだが、1人の場合9,900円、3人で泊まれば1人は3,300円となる。1つの条例の中で、2つないし3つの料金が生じてしまうのはいかなるものか。公共施設であるため採算制も計算されるが、既存のものとの整合性がとれないのではないかと質問に対し、トレーラーハウスは通常のログハウスと若干違う。最終的に指定管理者の見直しのときに調整し、ふぐあいが生じないよう検討するとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

議案第29号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第29号につきまして、一言、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからも御説明がありましたが、この正誤表ということで、委員会で提示されたとき、私は、このような手があったかと。奇策ともいいますか、裏わざともいいますか、誠に執行部の能力の高さに感服いたしました次第であります。やっぱりこれは、町のその基本ルールを定める条例改正でありますので、そこは厳格に定めなきゃいけない。改正の手続きを踏まなきゃいけない。

それで、私は、この正誤表の正と誤が反対かなと思うんですが、3人以上の宿泊の場合にというのを3人以上の宿泊料の場合にと、これはどう考えても日本語としておかしい。宿泊料が3人以上、3人以上の宿泊料というのならまだ話が通じますが。それで、この意図するところは理解できるんですが、やはり条例ですので、ここはきちっと先ほど委員長の報告にもありましたが、1人で3,300円の場合もあれば、6,600円の——6,600円というのは3人で泊まってという場合があるのかどうかわかりませんが、9,900円の場合もあると。一つの条例の中で公共料金を徴収するにあたって、料金が二通りも三通りもあるというのは、これは誠に矛盾するという話でありまして、そこをやはり既存のセンターハウスとかログハウスの規定とも整合性をとって、そこはきちっと明確に、1人から利用できるというふうにするのであれば、そこは条例できちっとそういうふうにしたわなきゃいけないというふうに思っておりまして、こういう変則的な条文にするというのは、いかななものかというふうに思っております。

これは、条例改正の議案でありますので、こういう正誤表とかということではなくて、もう少し正々堂々とした議論をしていただきたいということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第30号

日程第20. 議案第31号

日程第21. 議案第32号

日程第22. 議案第33号

日程第23. 議案第34号

日程第24. 議案第35号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてから、日程第24、議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

3月5日の本会議において質疑は全て終了しておりますので、これから討論を行います。

議案第30号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第33号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第33号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第34号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第34号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第35号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第25、議案第38号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第38号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第38号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）につきまして、提案理由の説明を行います。

先日配付いたしました、追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に613万円を追加し、予算の総額を155億8,220万5,000円とするとともに、第2条において、地方自治法第213条第

1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、5ページの第2表のとおり、合計で8億5,917万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

歳入の16款寄附金は、先般御議決いただきました平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）以降の、西京銀行による復興支援寄附金500万円を含む、613万円の災害対策費寄附金を追加計上するものでございます。

西京銀行からの寄附金は、大島大橋損傷事故に対し、預金総額の0.01%を本町に寄附する応援定期預金を募られ、2月末までに個人や法人、自治体から500億円を超える預金があったことから、住民の方々のために役立ててほしいと、上限額である500万円の御寄附をいただいたものであります。

次に歳出でございます。10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費におきまして、今後の復興支援事業の財源として、財政調整基金に災害対策費寄附金の613万円を積み立てるものでございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、5ページにお返りいただきたいと思っております。5ページは、第2表繰越明許費についてでございます。

子育て定住促進住宅建設事業をはじめ、年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関とも協議の上、翌年度に繰り越す事業費の限度額を定めるものであります。

以上が、議案第38号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 歳入の寄附金の、西京銀行から500万円ということでした。残りの113万円は、どういうところからの寄附金なのか伺います。

それから、この繰越明許も大変多額ですが、予算の単年度資金の例外的な措置ではありますが、この金額の大きなものについて、繰り越す内容、またはその理由などを御説明いただけたらと思います。

子育て定住促進住宅建設事業、漁港施設管理経費、総合交流ターミナル管理運営経費、河川整備事業など、説明をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 砂田議員さんの、寄附金の、西京銀行以外のどこから寄附があったかということでございます。

今回の補正に上げております件数は、7件でございます。西京銀行のほかに周防大島町商工会青年部橋支部様、MAHALO様、株式会社セイカスポーツセンター、これは、ゆーぱーく光を指定管理を受けておられる方で、ゆーぱーくのほうに謝礼をお支払いしたその額を御寄附いただいたということでございます。浄土真宗本願寺派山口教区仏教壮年会連盟様、三田尻化学工業株式会社様、レノファ山口FC選手会一同様でございます。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 繰越額の主なもので、農林水産業費の漁港施設管理経費につきましては、日良居漁港の防波堤の機能保全工事、これがちょっと地元調整等の関係等ございまして、遅れた関係で繰り越しとなっております。

それと、商工費の総合交流ターミナル管理運営経費につきましては、これは道の駅の改修、施設改修の部分が主なものとなります。

土木費の河川整備事業につきましては、災害等の繰り越し事業が主なものとなります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 9款の教育費2項小学校費につきましては、あと中学校費がございますけれども、こちらにつきましては、先般の文部科学省の冷暖房設備対応臨時特例交付金を活用しての、来年度6月末までに空調設備を施工しようとするものでございまして、小学校につきましては久賀小学校、中学校につきましては、大島中学校、東和中学校の空調設備を設置するためのものでございます。

○議長（荒川 政義君） 中谷生活衛生課長。

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 子育て定住促進住宅建設事業の繰り越しにつきまして、御説明いたします。

役務費、手数料37万6,000円のうち25万2,000円、これにつきましては、建築確認住宅性能評価等、評価を繰り越すものであります。

次に、委託料につきましては工事監理費660万円、工事請負費につきましては、1億1,975万1,000円のうち7,825万1,000円、建築工事費、設備工事費を繰り越すものであります。

次に、負担金、補助及び交付金、水道加入負担金につきましては、13万円全ての金額を繰り越し、合計で8,523万3,000円を繰り越すものであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第38号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26. 議案第39号

#### 日程第27. 議案第40号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第39号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）から、日程第27、議案第40号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの2議案を一括上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 議案第39号及び議案第40号につきまして、提案理由を申し上げます。

まず最初に、議案第39号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明いたします。

追加補正予算書の11ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、13ページの第1表繰越明許費のとおり、設備経費につきまして、2億4,088万4,000円と定めるものでございます。

浮島地区海底送水管布設事業について、平成30年7月の豪雨災害により地区内の道路が寸断され、長期間にわたる通行止めとなり施工できなくなるなど、年度内完成が困難となり翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第39号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

次に、議案第40号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につつま

して、御説明いたします。

追加補正予算書の15ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額を、17ページの第1表繰越明許費のとおり、東和片添地区公共下水道事業につきまして5,689万9,000円、久賀・大島地区公共下水道事業につきまして3億992万円と定めるものでございます。

東和片添地区公共下水道事業につきましては、本年度から管渠の詳細設計に着手いたしましたが、推進工法区間の増加のため地質調査ボーリングの追加、調査位置の検討及び地元調整に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

久賀・大島地区公共下水道事業につきましては、昨年10月22日に発生した大島大橋貨物船衝突事故により、唯一の資材・機械搬入路である大島大橋の通行規制により、資材等の搬入ができなくなったことなどから、年度内完成が困難となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上が、議案第40号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第39号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第40号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第39号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第39号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第40号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第40号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第28. 議員派遣について

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成31年第1回定例会を閉会いたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時42分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 砂田 雅一

署名議員 田中 豊文